

第54回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：	令和2年5月27日（水） 午前10時00分から午前11時00分まで
開催場所：	議員協議会室（松本市役所東庁舎3階）
出席委員：	大江裕幸会長（信州大学経法学部准教授） 吉村幸代委員（松本市議会議員）、川久保文良委員（松本市議会議員） 上條美智子委員（松本市議会議員）、犬飼信雄委員（松本市議会議員） 犬飼明美委員（松本市議会議員）、柿澤潔委員（松本市議会議員） 山越哲委員（松本警察署長）【代理出席：蓑部孝志松本警察署交通第二課長】 坂田浩一委員（長野県松本建設事務所長） 清水聡子委員（松本大学総合経営学部教授） 田中悦郎委員（松本市農業委員会会長代理） 赤廣三郎委員（松本商工会議所専務理事） 忠地秀起委員（松本商工会議所建設部会長） 本間恵子委員（松本商工会議所女性会会長）
欠席委員：	高瀬達夫委員（信州大学工学部准教授） 上原三知委員（信州大学農学部准教授） 伊藤茂委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長） 熊谷吉孝委員（松本市農業協同組合代表理事組合長） 星河淑美委員（社団法人松本薬剤師会） 加藤美佐子委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員）

（桐沢明雄都市政策課長）

定刻になりましたので、これから第54回松本市都市計画審議会を開会いたします。

私は、当審議会の事務局次長をしております、都市政策課長の桐沢明雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、県内において緊急事態宣言が解除されておりますが、本日は、適宜換気等を行い、感染対策を実施したうえで、短時間で審議が行われますように、スムーズな進行に努めたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、前任の方の退任に伴いまして、新たに選任された2名の委員の方をご紹介します。ご紹介のありました委員の方は、恐れ入りますが、お立ちいただくと幸いです。

始めに、松本警察署長、山越哲様です。なお、本日は代理として、松本警察署交通第二課長の蓑部孝志様がお出席されております。続いて、長野県松本建設事務所長、坂田浩一様です。

以上、2名の方をご紹介します。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、辞令は、お二人の席にあらかじめお配りし、辞令交付式は省略させていただきますので、ご承知おきください。

本日は、委員20名のうち、高瀬達夫委員、上原三知委員、伊藤茂委員、熊谷吉孝委員、星河淑美委員、加藤美佐子委員、以上の6名が都合により欠席されております。

したがって、本日出席の委員は14名となり、松本市都市計画審議会条例による委員の1/2以上が出席しなければならないという条件を満たしていることをご報告いたします。

なお、本来であれば、本審議会の事務局次長である建設部長からご挨拶すべきところではありますが、新型コロナウイルス感染症の対策会議に急遽出席しておりますので、失礼ながら省略させていただきます。

それでは、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

先日送付しました資料は、次第、議案書、事務処理の概要、委員名簿です。

また、本日の追加資料として、議案説明用スライド別冊資料をお手元にお配りしていますので、ご確認ください。

お手元の資料に不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

本日も審議いただき議案は1件、報告事項が1件でございます。

それでは、このあとの会の進行につきましては、松本市都市計画審議会条例により会長が務めることになっておりますので、大江会長、議案審議をお願いいたします。

(大江裕幸会長)

大江でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今から第54回松本市都市計画審議会を開催します。松本市都市計画審議会条例第5条第1項によりまして、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項によりまして、本日出席委員の中から予めご指名しますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事録署名人は、上條美智子委員と赤廣三郎委員にお願いします。

議案審議に先立ちまして、事務局より第53回松本市都市計画審議会に係る事務報告をお願いします。

(岡田健課長補佐)

皆さんこんにちは。私は都市政策課都市計画担当係長の岡田健と申します。私から事務処理の概要についてご報告いたします。

お手元の手務処理の概要をご覧ください。

令和2年1月30日に開催いたしました第53回松本市都市計画審議会における議決事項の事務処理については次のとおりでございます。

議案第103号松本都市計画地区計画の決定について(岡田東地区)についての内容は、土地区画整理事業を施行中の松本市大字岡田下岡田字仲田、字下岡田、字川端の各一部の区域において、宅地造成後に予想される建築行為について、敷地の細分化等による住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図ることを目的として、地区計画を策定するものでした。

事務処理の経過ですが、令和2年1月30日に第53回松本市都市計画審議会において可決され、令和2年2月18日に松本市都市計画審議会審議結果を市長報告し、令和2年2月28日に松本市告示第30号により告示・縦覧を行いました。

続きまして、議案第104号松本都市計画区域のうち、建築基準法の規定に基づくその他の処理施設(一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設)の用途に供する敷地の位置について(長野県決定)についての内容は、産業廃棄物の処理施設の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、都市計画上支障がないと判断し、長野県都市計画審議会の審議を経て特定行政庁である松本市長が許可しようとするものでした。申請者は株式会社エコロジカル・サポートであります。

事務処理の経過ですが、令和2年1月30日に第53回松本市都市計画審議会において可決され、令和2年2月18日に松本市都市計画審議会審議結果を市長報告いたしました。報告は以上になります。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

【委員から無しの声】

よろしいでしょうか。特にご質問等が無いようですので、議案審議をはじめます。

本日付託されました案件は1件、報告事項が1件ございます。

それでは、議案第105号松本都市計画地区計画の変更について（小宮地区）の審議を行います。

事務局に伺います。議案第105号の傍聴者はいますか。

(岡田健課長補佐)

傍聴者はありません。

(大江裕幸会長)

それでは、議案第105号の説明を担当課よりお願いします。

(山崎祥幸技師)

都市政策課都市計画担当の山崎祥幸と申します。議案第105号についてご説明いたします。着座にて失礼します。パワーポイントを使用しますので、お手元の資料については、本日お配りしている別冊資料をご覧ください。

本議案は、小宮地区における地区計画の変更について、都市計画法第21条第2項及び同法第19条第1項の規定に基づき、審議をお願いするものです。

前回の都市計画審議会においても地区計画の決定についてご審議いただきましたが、改めまして制度の概要についてご説明します。

地区計画は、住民参加によってつくられる、まちづくりのための制度です。建築基準法や都市計画法による建築規制に加え、地域の特性に応じた規制・誘導内容を定めることができます。画面右側の図は、地区計画によって定めることができる内容の一例です。

建物の高さや屋根・外壁の色彩等を定めることで、一体的な街並みの形成を図ることや、最低敷地面積・壁面の位置・緑化率等を定めることで、ゆとりと潤いのある良好な住環境の整備・保全を図ることができます。

本市における地区計画の決定経過です。前回の都市計画審議会でご審議いただいた岡田東地区の地区計画に加え、39地区294.9haの面積の地区計画を決定・運用しています。

次に、今回、地区計画の変更に向けて手続きを進めている小宮地区についてご説明します。

画面右側が地区の位置を示す総括図です。小宮地区の場所は、赤い丸で囲った部分、松本市大字島内の一部の区域です。

本地区は、松本インターチェンジから西に約2 kmの一級河川梓川沿いに位置し、昭和46年の線引きにより、市街化調整区域に指定されています。

続きまして、平成22年に策定した松本市都市計画マスタープランの地域別構想における位置づけです。

赤い丸で囲った部分が本地区の場所です。河西北部地域の低層住宅ゾーンに位置付けられており、周辺は田園環境保全ゾーンに位置付けられています。

次に本地区の周辺環境について航空写真を用いてご説明します。

本地区は、長野県住宅供給公社の施行により、道路、上下水道等の公共施設が整備され、県市営住宅とともに宅地開発されました。マスタープランにも記載のあるとおり、周辺には田園地帯が広がっています。本地区は、平成3年に小宮団地建築協定により良好な低層住宅地としてまちづくりが進められてきました。平成13年に協定の有効期間が終了し、平成14年に協定の主旨を受け継いだ地区計画を定めました。

周辺には、幹線道路として、県道倭北松本停車場線が通っていますが、近傍に鉄道駅はなく、最寄りとなるJR大糸線島高松駅及びアルピコ交通上高地線下新駅ともに約1.5 kmの距離があります。

ここから、本議案の変更内容についてご説明します。

こちらは地区計画の計画書です。本議案は、赤い枠で囲った部分、垣又はさくの構造の制限の内容を変更するものです。

表の左側が変更案、右が現行の規定内容です。現行の規定では、敷地内の道路境界線に沿って0.5 m以上の空地を設け、低木を連続して植栽し、緑地帯として整備することが規定されており、かつ、道路境界線側に設置できるものの構造は、生垣、生垣を併用した高さ1.5 m以下の透視可能なさく、及び幅・高さともに1.5 m以下の門柱等のみとしています。

変更案では、道路境界線から奥行1.5 mまでに設置するものの構造として、生垣、高さ1.5 m以下の透視可能なさく、及び幅・高さともに1.5 m以下の門柱等としています。

変更理由についてご説明します。現行の規定では敷地内に緑地帯を整備することとされており、敷地内の道路境界側を緑化することが義務付けられています。本地区は、ウッドタウン小宮という町会名のとおり、積極的に緑化を推進し、地区のコンセプトとしてまちづくりが行われてきた経過がありますが、現状、管理者の負担が課題となっており、整備した緑地帯が適切に管理されない場合、かえって環境や景観を損ねることが課題となっています。そのため、各管理者の判断により、フェンス単独の設置等、より弾力的に運用ができる規定に変更することで、適切な管理の下、緑豊かな市街地の形成・維持を図るものです。

なお、本件は地元町会から地区計画の変更について要望を受けたものであり、変更案の内容は地元町会との協議のうえ、作成しております。

緑地帯が適切に管理されていない例を写真でご覧いただきます。お手元の別冊資料には掲載しておりませんので、前方のスクリーンをご覧ください。写真の中央はレッドロビンという樹種で、宅地造成当時、地区の統一的な植栽として優先して植えられたものです。葉が鮮

やかな赤色であるのが特徴で、垣根として一般的に植えられます。しかし、適切に剪定を行わないと、写真のように非常に大きく成長します。

こちら管理が行き届いていない例です。今後、地区内の高齢化が進み、植栽の維持管理の負担がさらに増大することについて、地元町会の中でも重要な課題として捉えています。

参考として他の地区についてご紹介します。この写真は、平成28年に計画決定した両島地区の地区計画の施行地です。両島地区では、今回の小宮地区の変更案と同様、道路境界側の垣又はさくの構造の制限として、生垣や高さ1.5m以下の透視可能なフェンス等の設置ができることを規定しています。写真でご覧いただけるとおり、空地には緑化が施され、今回の変更案で運用した場合も、ブロック塀や目隠しフェンス等の設置に規制がかかるため、地区計画の整備方針である、「ゆとりを持った良好な住環境の形成」に支障があるものではありません。

こちらが都市計画変更の手続きの経過です。令和2年4月と5月に合計2回の計画案の縦覧を行いました。いずれも意見書の提出はありませんでした。本日の松本市都市計画審議会、赤線で囲った部分の位置づけです。本日ご審議いただいたうえで、令和2年6月下旬に都市計画変更の告示を行うことを目指しております。

以下は地区内の状況をご覧ください。写真は今月の中旬に撮影したものです。

こちらが地区中央を南北にとおるメインの通りです。道路両側の赤い植栽がレッドロビンです。一部を除き、地区内の住人は植栽に対する意識が非常に高く、地区計画では道路境界側の植栽のみが規定されているところ、敷地の内部も緑豊かな空間としている場所が多く見受けられます。

以上で、議案第105号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。

(大江裕幸会長)

ただいま議案第105号についての説明がありました。

ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(犬飼明美委員)

ただいま説明いただきまして、本当にその通りだと思いました。私の住んでいる島内にある小宮団地は完成してから30年くらい経つのですが、当時はみなさん若くてよかったのですが、レッドロビンが大変伸びており、ご家庭によりましては大変なところもございます。

また、住民の方が高齢となり、木の管理が大変だという声もよくお聞きしておりましたので、このように変更されることは良いことではないかと思いました。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

他にご意見ご質問が無いようですので、以上で質疑を終了します。

それでは、挙手により採決いたしますので、よろしくお願いたします。議案第105号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いたします。

【賛成者・・・挙手】

全員一致と認めまして、議案第105号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、報告事項「第7回区域区分定期見直しについて」です。
事務局に伺います。報告事項の傍聴者はございますか。

(岡田健課長補佐)

傍聴者はありません。

(大江裕幸会長)

それでは、報告事項 第7回区域区分定期見直しについての説明を担当課よりお願いいたします。

(岩淵省係長)

報告事項 第7回区域区分定期見直しについて、ご説明します。

私は都市政策課都市計画担当係長の岩淵省と申します。着座にて説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

説明内容は、議案書14ページ以降となりますが、その内容を正面のスクリーンに表示するとともに、当日配布資料として机のうえに配布しておりますので、あわせてご確認ください。

それでは、議案書16ページをご覧ください。

趣旨に記載のとおり、第7回区域区分定期見直しに関わる人口・工業フレーム算定の考え方や市街化区域編入案の検討状況について、報告いたします。主な経過は2に記載のとおりです。これまでも松本市都市計画審議会においては、逐次報告を行っており、本日は報告内容に記載した2つの項目の検討案を報告いたします。

はじめに、資料1、第7回区域区分見直しに関わる人口・工業フレームの算定案を説明します。

第7回区域区分見直しの方針は、区域区分決定の主体である長野県が、県都市計画審議会でも説明した資料の抜粋であり、松本市都市計画審議会でも第52回、第53回で報告したものです。主なポイントを3点示しておりますが、住宅地の市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、必要最小限とする方針です。

次に、産業用地については、工業出荷額等のデータから推計し、需要に適切に対応できる規模の区域を市街化区域へ編入する方針です。以上の2点については、後ほど説明する人口フレーム、工業フレーム算定の考え方に基づいて、将来需要を推計したうえで、市街化区域拡大を検討する方針です。

最後に、として、既に市街化した土地についても、あわせて市街化区域への編入を検討します。この人口・工業フレームの算定は、平成27年に行われた国勢調査を基準とし、国勢調査に基づいて実施した都市計画基礎調査の結果をもとに、10年後の令和7年を目標年次とした将来の推計を行うものです。算定や計画の手順は、区域区分見直しの考え方として統一的に用いられている手法であり、長野県内において区域区分を設定している4区域で同一の手法により検討されています。

次に、人口フレームの算定として、定住人口及び住居系市街化区域面積の算定案を説明します。議案書では、19ページに算定の手順を、20ページに算定結果の案を示しています。

はじめに算定の手順をご説明します。住宅地の市街化区域に拡大需要の推計、いわゆる人口フレームの算定は、の令和7年時点の松本市の将来人口をもとにします。令和7年時点の松本市将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が、平成30年3月に公表したものと なります。その将来人口から、都市計画区域外人口と市街化調整区域人口を差し引いて、のとおり令和7年時点の市街化区域内人口を決定します。その市街化区域内人口と、既存市街化区域内の収容可能人口を比較して、で増加分がある場合は市街化区域の拡大が可能と判断されます。増加分の人口に対して、の人口密度と公共用地率を考慮することによって、の必要となる住居系面積を算定します。

続いて、算定結果案を説明します。

左上に平成27年国勢調査時点の松本市の人口と各区域内の人口の実績値を示しています。右上には、その国勢調査に基づき推計された令和7年時点の将来人口を示しています。行政区域全体の人口は、238,000人となり、平成27年よりも5,300人減少すると見込まれますが、市街化調整区域や都市計画区域外の減少幅が大きく、市街化区域内人口はのとおり173,600人と推計されます。には、現在の市街化区域内での収容可能人口を示しています。現在の市街化区域内の人口密度が維持されることを前提として、市街化区域内で行われている道路整備や、松本城南・西外堀復元事業により、市街化区域内の可住地面積が8ha程度減少することを前提とすると、現在の市街化区域において収容可能な人口は172,400人と推計されます。

今回報告する数値は、関係機関との協議途中段階のものであり、確定したものではありませんが、算定結果案のとおりであれば、最大で1,200人程度の市街化区域拡大の需要があると見込まれ、松本市においては市街化区域拡大需要となる保留人口、いわゆる人口フレームの増加分があると考えます。そのうえで、に示した人口密度を維持し、公共用地率を確保した場合、約20haの住居系市街化区域面積を拡大可能と見込まれています。

次に、工業フレームの算定として、工業の用地需要予測及び工業系市街化区域面積の算定案を説明します。議案書では、21ページに算定の手順を、22ページに算定結果の案を示しています。

算定の手順は、人口フレームと概ね同じであり、現在の製造品出荷額の推移をもとに、令和7年時点の製造品出荷額を推計し、で増加分がある場合は拡大可能と判断します。その増加分の製造品出荷額に対して、敷地当たりの生産性や公共用地率を考慮することによって、の必要となる工業系面積を算定します。

続いて、算定結果案を説明します。

左上に、平成22年から27年までの製造品出荷額の実績値を示しています。記載した6箇年では、平成22年の出荷額が最も大きくなっていますが、近年は緩やかに増加傾向にあり、年間5,000億円弱となっています。次に中央上に示した企業物価指数を用いて、平成27年を基準とした出荷額に補正した製造品出荷額はに示したとおりとなります。これをもとに、令和7年時点の将来出荷額を推計すると、6,162億円となることから、工業フレームとしては最大で1,200億円程度の増加が見込まれます。この結果に、に示した単位面積あたりの生産性を維持し、に示した公共用地率を確保した場合、必要となる工業系面積は最大で160ha程度拡大可能と見込まれます。人口フレームの算定案と同様に、今回報告する数値は、関係機関との協議途中段階のものであり、確定したものでないため、資料においては、「増加分あり」又は「拡大可能」と表示しております。

また、繰り返しの説明ですが、人口・工業の計画フレームは、統一的な算出手法により、確保可能と推計された最大値であり、冒頭の説明した見直し方針のとおり、その必要性や実現性を考慮して、必要最小限度の範囲とします。

引き続き議案書の24ページに示した、資料2市街化区域編入案を説明します。

はじめに、市街化区域と市街化調整区域の定義について説明します。市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きは都市計画法第7条に規定されており、市街化区域は「すでに市街地を形成している区域」や「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」としてしています。その区域区分の見直しは、概ね5年ごとに実施する「定期見直し」と、それによらない「随時見直し」に分けることができます。今回ご説明する「第7回区域区分定期見直し」は、先ほど算定案を説明したとおり、今後10年間の人口フレーム等を算定し、これを区域区分の計画書に位置付けることによって農林行政等と調整し、実施するものです。

一方で、「随時見直し」は、市街化区域拡大の要素となるフレームが見込まれる場合も、定期見直し時に市街化区域へ編入するのではなく、今後具体的な地区を確定し、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった段階で農林行政等と調整を行い、市街化区域への編入を行うものです。

続いて、議案書24ページの人口フレームの保留制度について説明します。

計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で市街化区域編入には、特定保留フレームと一般保留フレームがあります。「特定保留フレーム」は、計画的な事業の実施の見通しがあり、農林漁業との調整が整っており、その区域や概ねの整備時期が明確なものを指します。イメージ図のとおり、市街化調整区域のうち、どの場所を市街化区域に編入するか、関係機関との調整が整っていることが前提となり、これまでに松本市においても土地区画整理事業などの実施にあわせて市街化区域へ編入した実績があります。

一方、「一般保留フレーム」は、区域区分定期見直しの時点で農林漁業との調整が整っておらず、その区域や時期が明確でない場合に、市街化区域拡大の要素となるフレームのみを決定するものであり、これまでに松本市においても平成16年5月に行われた第5回区域区分見直しでは「一般保留フレーム」のみを決定し、それに基づく市街化区域の拡大は実施しなかったことがあります。

第7回区域区分定期見直しによる市街化区域編入候補地を説明します。

3カ所の候補地のうち、2カ所はすでに市街地を形成している区域として、1カ所は先ほど説明した計画フレームを用いた市街化編入に向けた検討を進めております。

はじめに、既成市街地として市街化編入する候補地の検討案を説明します。

1カ所目は、JR大系線島内駅から約600mの範囲に位置する島内地区の地域づくりセンター周辺の赤い点線で囲んだ範囲です。赤い点線で囲んだ範囲のうち、西側の黄色着色した範囲は、第44回都市計画審議会で審議、可決され、平成27年6月25日に決定・告示した東方地区地区計画区域です。また、赤い点線で囲んだ範囲の南側の黄色着色した範囲は、市街化区域の第1種住居地域に指定されており、市街化区域に接する既成市街地として市街化区域編入を検討しています。

東方地区地区計画区域は、平成23年まで民間の製造工場として利用されていましたが、都市計画法の許可を受けた民間事業者により宅地造成され、市街化区域に接した地区として、将来的な市街化区域へ編入を原則として地区計画を設定し、ゆとりある良好な居住環境の形成を目指してまいりました。現時点で計画された約80区画の宅地分譲は概ね完了し、一定の人口が集積していることから、隣接する住宅地と地域づくりセンターや保育園などの一帯を市街化区域編入に向けた検討を進めております。

次に、2カ所目の既成市街地として市街化編入する候補地の検討案を説明します。

アルピコ交通上高地線三溝駅の南側に位置する和田西原住宅団地周辺の赤い点線で囲んだ範囲です。赤い点線で囲んだ範囲のうち、南側の黄色着色した範囲は、第19回都市計画審議会で審議、可決され、平成18年3月27日に決定・告示した和田西原地区地区計画区域となります。また、赤い点線で囲んだ範囲の北側は波田地区の一部であり、その西側の緑色着色した市街化区域の第1種低層住居専用地域に接しており、市街化区域に接する既成市街地として市街化区域編入を検討しています。

和田西原地区地区計画区域は、ほ場整備事業により設定された市街化調整区域内の非農用地に、県住宅供給公社施行の住宅地分譲事業により、公共公益施設の整備が行われました。当初は建築協定が締結されましたが、造成後に予想される建築行為について、住環境の悪化を防止し、緑豊かな市街化調整区域の環境との調和を図ることを目的として、地区計画を決定しました。平成18年度の分譲開始から約12年かけて平成30年に全313区画の宅地分譲が完了し、一定の人口が集積していることから、隣接する既存住宅地を含む一帯を市街化区域編入に向けた検討を進めております。

最後に、計画フレームを用いた市街化編入候補地の検討案を説明します。

対象地は、JR篠ノ井線村井駅の東側約600m、まつもと医療センターの南側周辺の赤い点線で囲んだ範囲です。赤い点線で囲んだ範囲の東側は、一級河川田川に接しその東側は市街化調整区域となっていますが、まつもと医療センターが立地する北側及び国道19号が通る西側は松本都市計画区域の市街化区域第1種住居地域に指定され、南側は塩尻都市計画区域の市街化区域第1種住居地域に指定されており、3方向を市街化区域に囲まれています。平成22年に策定し、平成25年に一部改定した松本市都市計画マスタープランでは、市内で唯一緑農住宅ゾーンとして指定し、既存市街地に連担する都市的利便性の高い地区として、将来住宅需要の受け皿と位置付けています。

また、平成29年に策定し、平成31年に一部改定した松本市立地適正化計画に定めた都市機能誘導区域に隣接し、将来にわたって人口を維持・誘導すべき居住誘導区域の要件を満たしております。

このように上位計画・関連計画との整合・位置付けが明確である当該地について、地元が主体となって民間開発が検討されていることから、関係機関との協議が整い、地元が主体となった計画的な事業実施の見通しが明確となった場合は、計画フレームを用いて市街化編入する候補地になると考えています。

最後に、今後の進め方について説明します。

長野県が決定する第7回区域区分定期見直しと、松本都市計画区域マスタープランの見直しとは、同時並行で進められるものであり、現在はその素案について関係機関協議を行っている状況です。今後は資料に示した手続きを行い、令和3年3月の決定告示を目指して検討を進めておりますが、今日のような社会情勢により、関係機関との協議や地元説明などが見込みよりも大幅に遅れていると伺っており、今後はその進捗を踏まえながら手続きを進めるものと考えます。

松本市においても、県が進める手続きなどの進捗を踏まえて、関係機関との協議や地元調整を行い、今後も松本市都市計画審議会にも適宜報告してまいります。また、前回の審議会で報告した松本市都市計画マスタープランの改定に当たっても、これらの上位計画・関連計画との整合を図る必要があることから、可能な限り計画改定の足並みをそろえて検討を進め、同様に審議会へ報告してまいります。

以上で、報告事項 第7回区域区分定期見直しについての説明を終わります。

(大江裕幸会長)

ただいま報告事項 第7回区域区分定期見直しについて説明がありました。

ご意見やご質問等のある委員の発言を求めます。

(犬飼明美委員)

市街化区域になることで、固定資産税や都市計画税も上がるということで、住んでいる方の負担も増大するということもありますので、地元同意というところを大事にしていればと思います。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。ただいまの意見につきまして、事務局の方で回答をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

おっしゃるとおりだと思っております。特に島内と和田西原につきまして、この場所を宅地開発する際には、将来的に市街化区域とすることを想定してきております。犬飼委員がおっしゃったことは当然のことですので、地元に入り、しっかりとそういったお話をしながら、市街化編入することを考えております。

(大江裕幸会長)

他にいかがでしょうか。

他に意見等が無いようですので、質疑を終了します。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。本日審議いただきました議案につきまして、後日市長へ答申いたします。

審議の結果報告については、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調製については会長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員より、異議なしの声)

ご異議ないようですので、そのようにいたします。

議事録署名人に指名したお2人の委員には、後日、事務局において調製された会議録を送付しますので、署名後事務局へ返送をお願いします。

また、委員各位には、後日事務局より報告書の写し及び議事録の写しを送付しますので、ご承知ください。

以上で第54回松本市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

大江会長、スムーズな進行をありがとうございました。皆様、慎重なご審議ありがとうございました。次回の都市計画審議会は日程が決まりましたら、開催通知を送付いたしますので、よろしく願いいたします。また、市議会議員の皆様を除く14名の委員の皆様におかれましては、本審議会の委員としての任期が令和2年5月31日まででございます。2年間の任期中、大変お世話になり、ありがとうございました。新たな委員につきましては、後日、改めて御選任をお願いしていくことになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上を持ちまして、審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。